定期接種実施要領の一部改正～異なる種類のワクチンの接種間隔の規定変更

中 野 貴 司
Takashi　Nakano
川崎医科大学　小児科学　教授

2020 年 10 月 1 日から、異なる種類のワクチンの接種間隔の規定が変更となった。注射生ワクチン同士を接種する場合のみ、間隔を 27 日以上あけるという従来からの制限が継続される。その他の種類の異なるワクチンの組み合わせについては、接種間隔に一律の日数制限は設けないこととなった。一方、同じ種類のワクチンの接種を複数回受ける場合は、ワクチンごとに決められた間隔を守る必要があるので混同してはならない。

「予防接種法第５条第１項の規程による予防接種の実施について」の一部改正について

従来わが国では、2 種類以上の異なるワクチンについて同時接種を行うのでなければ、生ワクチン接種後は 27 日以上、不活化ワクチン接種後は 6 日以上の間隔をあけて次の異なるワクチンを接種すると定められていた。その理由として、ワクチン同士の干渉作用の可能性や有害事象が発生した場合の因果関係評価への影響が考えられていた。

一方、海外では、注射する生ワクチン同士は 27 日以上の間隔をあけるが、2 種類以上の不活化ワクチンあるいは不活化ワクチンと生ワクチンはどんな間隔でも接種可能とする国が大多数である。経口投与する生ワクチンも他のワクチンとの接種間隔に制限を設けない場合がほとんどである。注射する生ワクチン同士以外は、接種間隔の差異はそれぞれのワクチンにほとんど影響をおよぼさないと考えられている。

2020 年 10 月のロタウイルスワクチン定期接種化に際して、その他にも接種するワクチンの多い乳児期において確実な接種機会を確保する観点からも、接種間隔の規制を緩和する検討が行われた。その結果、注射する生ワクチン同士以外は、有効性や安全性の観点から接種間隔の規制緩和について懸念される研究報告は見当たらず、制限が緩和された（図 1）。

また、今回の改正事項ではないが、医師が必要と認めた場合は 2 種類以上の予防接種を同時に行うことができる（「同時接種」）。「医師が必要と認めた場合」についての具体的な指針は明示されてないが、被接種者を感染症から予防するとともに、安全な予防接種を行うという、実施医師の適切な判断に委ねられると考える。同時接種の利点は、複数の疾患に対する免疫の早期獲得、接種率の向上、被接種者や保護者の経済的・時間的負担軽減、医療者の時間的負担の軽減が挙げられる。同時接種は、それぞれのワクチンを身体の異なる部位に接種する。複数のワクチンを同一の注射器に混合して接種してはならない。

同じ種類のワクチンの接種を複数回受ける場合は、ワクチンごとに決められた間隔を守る必要があるので混同してはならない。たとえば、四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ混合；DPT-IPV）ワクチンの 1 期初回接種を 3 回行う場合、1 回目と 2 回目、2 回目と 3 回目は、それぞれ 20 日以上の間隔をあけて接種する。DPT-IPV の 1 期追加接種（通算 4 回目の接種）は、1 期初回 3 回目の接種から 6 か月以上の間隔をあけて行う。

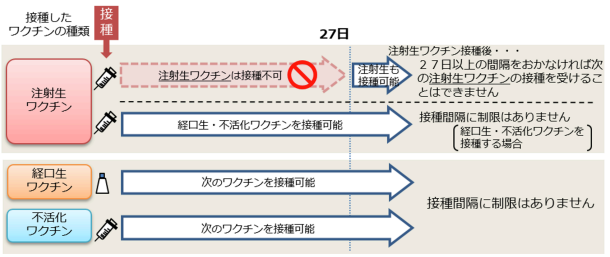

注射生ワクチン：麻しん風しん混合(MR)ワクチン・水痘ワクチン・BCGワクチン・おたふくかぜワクチン　など
経口生ワクチン：ロタウイルスワクチン　など
不活化ワクチン：Hibワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・B型肝炎ワクチン・四種混合(DPT-IPV)ワクチン・日本脳炎ワクチン・季節性インフルエンザワクチン　など

図1. 2020年10月1日からの「異なる種類のワクチンを接種する際の接種間隔のルール」

厚生労働省ウェブサイト．予防接種情報「ワクチンの接種間隔の規定変更に関するお知らせ」（2021年7月24日アクセス）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/rota_index_00003.html

---

参考文献

1) 厚生労働省ウェブサイト．予防接種情報「ワクチンの接種間隔の規定変更に関するお知らせ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/rota_index_00003.html
2) 第 37 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（ペーパーレス）資料 1. 2020 年 1 月 27 日．
https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000588558.pdf

キーワード　予防接種、接種間隔、生ワクチン、不活化ワクチン、
定期接種実施要領

Copyright © 2019 The Pharmaceutical Society of Japan